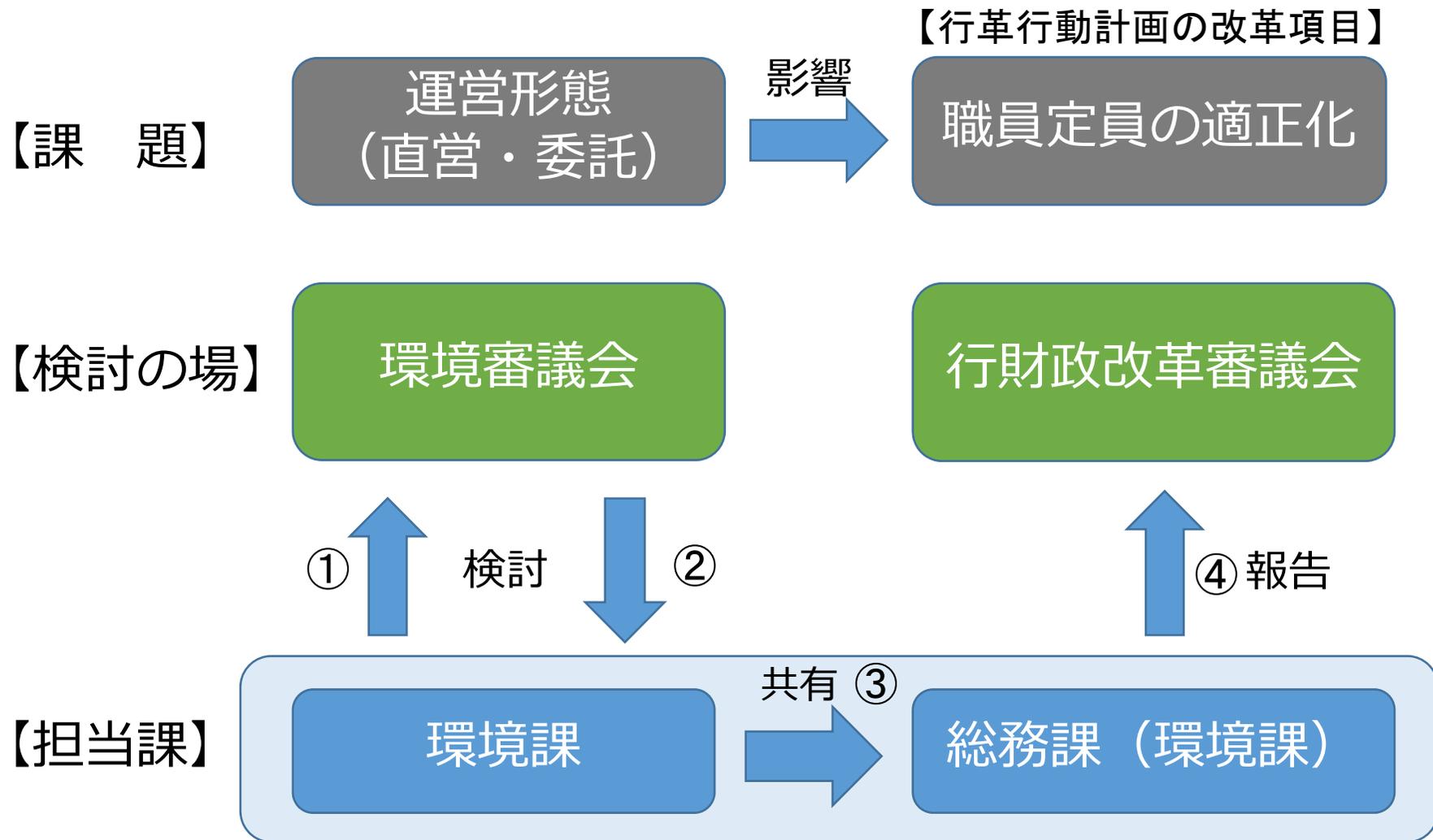


職員定数の適正化について

～ エコセンター恵那の運営形態について ～

令和4年9月6日
水道環境部 環境課

1. 課題検討の関係図



2. 報告の要旨

- 環境審議会を開催（R4.8.9）
- エコセンター恵那は直営が望ましいと結論付けた
- 来年度に向けて職員募集を始める

3. 課題の整理

○エコセンター恵那の業務内容

- 家庭や事業所から排出される一般廃棄物（ごみ）の収集、運搬、処理

○現在の運営形態

- 第4次恵那市定員適正化計画において、「民間にできることは民間へ（アウトソーシングの活用）」の方針がある中、現在、直営で運営している

○運営を見直す理由

- 職員採用について、退職不補充の方針で進めてきた
- この結果、業務量に対して適正な職員数を確保できなくなりつつある（職員不足）
- 一方で、高齢化が進んでいる（平均年齢：51歳）

4. 一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について（10.8通知）

- H26.1.28の最高裁判決を踏まえて、環境省から発出された通知
- 一般廃棄物処理業は、市町村の住民の生活に必要不可欠な公共性の高い事業
- 市町村の処理責任は極めて重いものであることを改めて認識されたい

一般廃棄物処理業は、公共性が高く、市の処理責任が極めて重い

-
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律には、既存の許可業者の個別的利益を保護する趣旨を含むと解される
 - 法では、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる
 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める委託基準には、委託料が受託業務を遂行するに足りる額であることが定められている
 - 委託基準は、経済性の確保等の要請ではなく、業務の確実な履行を求める基準であることに留意が必要である

一般廃棄物処理業の委託等は、自由競争に委ねられる性格の事業ではなく、また、既存の事業者の個別利益を保護しなければならない

5. ごみ処理施設の広域化

- 中津川市、恵那市それぞれのごみ処理施設は、稼働期限がともにもR14年度末まで
- 新たなごみ処理施設の建設には多額の費用を要する
- 中津川市・恵那市ごみ処理広域化の推進に関する基本合意書を締結し（R4.3）、新たなごみ処理施設の稼働に向けて調整を始めた
- 中津川市の収集業務は直営（恵那市と同じ）

現時点で、中津川市と異なる運営形態を選択することは、今後の業務のすり合わせに支障が出る可能性がある

6. 環境行政を担う者の責務

- 事業の継続性を確保すること（持続可能性の高い社会システムの維持・向上）
- 市民の健康や生活環境に被害や影響が及ばないように努めること
- H30.7の豪雨災害時、職員に土地勘があったため、迅速かつ効率的な作業が可能となった（関市）
- 県内市町村において、退職不補充から職員採用に方針転換する自治体が出始めている（岐阜市、多治見市、関市）

災害やストライキなど不測の事態に備え、事業の継続性を確保するのが自治体の責任

7. 審議会での意見・結論

○主な意見

- 本来なら広域化合意前に各市の運営形態を決めておくべき
- 直営なら人事異動の辞令で職員不足は解決する
- ごみの問題は最重要事項。ごみ処理施設が動かないと、ごみが山積する。どうしても必要なところなので職員を配置すべき

○結論

- エコセンター恵那の運営形態は直営が望ましい

○理由

- 経費上昇のリスク回避（自由競争に委ねられる事業ではない）
- 広域化へのスムーズな移行（中津川市と歩調を合わせる）
- 業務停止等のリスク回避（事業の継続性の確保）